

# 令和3年第2回定例会12月議会提出議案概要書

## 議 案 目 録

- 議案第 99 号 明石市建設関係手数料徴収条例の一部を改正する条例制定のこと
- 〃 第100号 明石市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定のこと
- 〃 第101号 明石市下水道条例及び明石市水道条例の一部を改正する条例制定のこと
- 〃 第102号 令和3年度明石市一般会計補正予算（第7号）
- 〃 第103号 令和3年度明石市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 〃 第104号 令和3年度明石市水道事業会計補正予算（第1号）
- 〃 第105号 令和3年度明石市下水道事業会計補正予算（第1号）
- 〃 第106号 市道路線認定のこと
- 報告第17号 令和3年度明石市一般会計補正予算（第5号）専決処分不承認に係る措置の報告のこと
- 〃 第18号 令和2年度明石市一般会計歳入歳出決算不認定に係る措置の報告のこと

## 1 要 旨

住宅の品質確保の促進等に関する法律（以下「品確法」という。）の一部改正に伴い、長期優良住宅建築等計画の認定に係る市の審査項目が増加したことから、当該審査の事務に係る手数料を増額するほか、所要の整備を図ろうとするもの。

## 2 内 容

### (1) 長期優良住宅建築等計画の認定に係る手数料の増額

品確法の一部改正に伴い、登録住宅性能評価機関（品確法に基づく登録を受けた民間機関）が行う長期優良住宅建築等計画の認定に係る審査の項目※が減少し、市の審査項目が増加したことから、当該審査の事務に係る手数料を増額する。

※当該機関が発行した書類の添付があれば、市の審査の一部が省略可能になる。

### (2) 分譲マンションの取扱い変更に伴う所要の整備

長期優良住宅の普及の促進に関する法律の一部改正に伴い、これまで住戸単位で行うこととされていた分譲マンションに係る長期優良住宅建築等計画の認定を、住棟単位で行うことになったことから、住戸単位の申請に係る手数料を定めた規定を削る。

## 3 施行期日

令和4年2月20日

## 1 要 旨

産科医療補償制度の掛金の減額に伴い出産育児一時金の加算額を減額する一方、少子化対策としての重要性に鑑み、出産育児一時金の基礎額を増額し、出産育児一時金の総額を維持しようとするもの。

## 2 内 容

### (1) 出産育児一時金の加算額の減額

産科医療補償制度（分娩に関連して発症した重度脳性麻痺に対する補償を目的とする制度）に加入している分娩機関で分娩する場合、同補償の掛金相当額を出産育児一時金に加算して支給しているところ、令和4年1月1日から同掛金が引き下げられることから、出産育児一時金の加算額を引き下げる。

（現行） 16,000円

（改正） 12,000円

### (2) 出産育児一時金の基礎額の増額

少子化対策としての重要性に鑑み、妊産婦の経済的負担軽減のため、出産育児一時金の基礎額を引き上げる。

（現行） 404,000円

（改正） 408,000円

### (3) 出産育児一時金の総額

出産育児一時金の基礎額と加算額の合計額は、420,000円を維持する。

## 3 施行期日

令和4年1月1日

## 1 要 旨

地方自治法（以下「法」という。）の一部改正に伴い、現行の指定代理納付者制度に代えて、指定納付受託者制度が導入されるため、規定の整備を図ろうとするもの。

## 2 内 容

法の一部改正に伴う表記の整理

（現行） 法第231条の2第6項に規定する指定代理納付者

（改正） 法第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者

[参考]

	制度概要	主な決済方法
指定代理納付者制度	市の歳入に係る納入義務者が、当該歳入を市が指定するものに納付させることができる制度	クレジットカード決済
指定納付受託者制度		クレジットカード決済、電子マネー決済、コンビニエンスストア決済

※現行制度ではスマートフォンアプリを利用した決済等のデジタル収納を行うための根拠が明確ではなかったため、法改正により当該根拠規定が整備されたもの。

## 3 施行期日

令和4年1月4日

今回の補正は、歳出で、新型コロナウイルス感染症対応経費として、コロナワクチン3回目接種に係る経費をはじめ、高校進学を望む学生に対する給付型奨学金の対象者拡大に伴う経費、保護者不在児童への看護師派遣委託料のほか、マイナンバーカード申請件数増加に伴う委託料、家庭用燃料電池等普及促進補助金等の追加を行うとともに、歳入では、国庫支出金等を追加し、繰入金を減額するもの。

また、併せて、教育施設等LED化整備推進事業、電子入札システム更新及び保守管理業務委託に係るもののほか、新年度開始前に一般競争入札方式により入札手続を行うものなどについて、債務負担行為を追加するとともに、沢池小学校普通教室・給食室増築工事について、債務負担行為を変更するもの。

〔 補正額 528,969 千円 補正後 125,561,069 千円 〕

## 歳入

国庫支出金	882,270 千円	衛生費国庫補助金	576,000 千円
		衛生費国庫負担金	150,000 千円
		総務費国庫補助金	147,870 千円
		民生費国庫補助金	8,400 千円
繰入金	△382,301 千円	財政基金繰入金	△382,301 千円
市債	29,000 千円	教育債	29,000 千円

歳 出

物 件 費	452,270 千円	新型コロナウイルスワクチン接種事業費 (ワクチン3回目接種経費の追加)	285,000 千円
		住民基本台帳事務事業費 (マイナンバーカード申請件数増加に伴う委託料等の追加)	147,870 千円
		児童相談所運営事業費 (保護者不在児童(保護者がコロナに感染した場合など)への看護師派遣委託料の追加)	11,000 千円
		児童手当施行事務事業費 (令和4年度制度改正に伴うシステム改修委託料)	8,400 千円
扶 助 費	32,100 千円	こども夢応援プロジェクト事業費 (奨学生の対象者拡大に伴う入学準備支援金及び学習支援委託料の追加)	32,100 千円
補 助 費 等	15,599 千円	環境基本計画推進事業費 (家庭用燃料電池及び蓄電池普及促進補助金の追加)	7,710 千円
		交通政策事業費 (コロナ対策に取り組む地域公共交通事業者への補助金)	7,362 千円
		水産一般振興事業費 (新型コロナウイルス感染症の影響を受けた水産加工業者等の資金融資に対する利子補給のための経費を追加)	527 千円
投 資 的 経 費	29,000 千円	市有施設包括管理事業費 (令和4年度特別支援学級への希望児童の増加に伴う特別支援教室改修費)	24,000 千円
		不登校対策事業費 ((新設)朝霧もくせい教室整備費)	5,000 千円

債務負担行為  
追加分

事 項	限度額 (千円)	期間 (年度)
あかし市民広場警備案内業務委託	10,239	R4
天文科学館施設維持管理業務委託	7,036	
電子入札システム更新及び保守管理業務委託	97,000	R4～R9
市税納税通知書製本及び封入封緘業務委託	14,200	R4
微小粒子状物質成分分析業務委託	6,800	
有害大気汚染物質等モニタリング業務委託	4,680	
水質監視分析検査業務委託	16,395	
収集事業課施設維持管理業務委託	2,970	
小動物の死体の収集運搬に関する業務委託	7,370	
あかし動物センター維持管理業務委託	27,680	
あかし保健所維持管理等業務委託	64,300	
明石こどもセンター給食調理業務委託	20,000	
公園内ごみ収集及び運搬処理業務委託	8,500	
公園樹木等維持管理業務委託	46,290	
明石北わんぱく広場管理業務委託	15,000	
不法占用物等除却業務委託	3,233	
道路等維持補修工事	258,400	
街路灯新設・維持補修工事	47,900	
道路除草業務委託	9,000	
道路維持補修事業清掃等業務委託	22,819	
区画線・道路標示新設補修工事	10,000	
道路反射鏡・道路標識新設補修工事	13,000	
安全防護柵新設補修工事	15,280	
道路舗装補修工事	120,000	
街路樹維持管理事業樹木剪定等業務委託	64,561	
砂浜等清掃業務委託	14,000	
海岸施設等ごみ収集運搬業務委託	5,400	
港湾環境美化事業清掃等業務委託	8,284	
河川美化事業清掃等業務委託	19,900	
排水路浚渫工事	30,000	
教育施設等LED化整備推進事業	770,000	
学校園樹木害虫防除業務委託	5,000	
小学校給食調理業務委託	28,000	
警備員配置及び防犯カメラ等設置業務委託	52,500	
学習支援ソフト活用事業	10,346	
消防庁舎施設維持管理業務委託	4,670	

変 更 分

事 項	補正前		補正後	
	限度額 (千円)	期間 (年度)	限度額 (千円)	期間 (年度)
沢池小学校普通教室・給食室増築 工事	308,800	R4	350,000	R4

今回の補正は、歳出で、保険給付費の高額介護サービス費等を追加する一方、地域密着型介護サービス等給付費を減額するほか、諸支出金の保険料還付金を追加するとともに、基金積立金を減額するもの。

〔 補正額            0千円            補正後        24,141,621千円 〕

歳 出

保 險 給 付 費	0千円	地 域 密 着 型 介 護 サ ー ビ ス 等 給 付 費	△20,700千円
		介 護 予 防 福 祉 用 具 購 入 費	1,500千円
		高 額 介 護 サ ー ビ ス 費	19,000千円
		高 額 介 護 予 防 サ ー ビ ス 費	200千円
基 金 積 立 金	△1,000千円	介 護 保 険 給 付 費 準 備 基 金 積 立 金	△1,000千円
諸 支 出 金	1,000千円	保 険 料 還 付 金	1,000千円

今回の補正は、魚住浄水場設備更新工事に係るもののほか、新年度開始前に一般競争入札方式等により入札手続を行うものについて、債務負担行為の追加を行うもの。

## 債務負担行為

事 項	限度額 (千円)	期間 (年度)
浄水場運転管理包括業務委託	660,000	R4～R6
施設維持管理業務委託	148,400	R4
源井設備水中ポンプ修繕	20,000	R4
水道配管維持管理業務	289,000	R4
配水管等補修工事	201,000	R4
水道メーター修繕	42,700	R4
魚住浄水場設備更新工事	5,770,000	R4～R8

今回の補正は、新年度開始前に一般競争入札方式等により入札手続を行うものについて、債務負担行為の追加を行うもの。

#### 債務負担行為

事 項	限度額 (千円)	期間 (年度)
浄化センター・ポンプ場夜間休日等包括業務委託	922,000	R4～R6
汚泥処理施設包括業務委託	961,000	R4～R6
下水道各種施設維持管理及び取付管設置等工事	195,000	R4
浄化センター・ポンプ場維持管理業務委託	11,030	R4
浄化センター・ポンプ場処理施設浚渫工事	10,900	R4
汚泥運搬業務委託	62,000	R4
浚渫汚泥処分業務委託	14,300	R4

## 1 要 旨

開発行為により引継ぎを受けた道路を市道路線として認定しようとするもの。

## 2 内 容

## (1) 今回認定する路線

ア 路線数	1 路線
イ 延長	84メートル
ウ 面積	508平方メートル

## (2) 認定後の路線

ア 路線数	3, 191 路線
イ 延長	644, 488メートル
ウ 面積	4, 648, 874平方メートル

## 1 要 旨

令和3年度明石市一般会計補正予算（第5号）専決処分の不承認に関して、地方自治法第179条第4項の規定により必要と認める措置を講じたので、同項の規定により報告するもの。

## 2 内 容

### （1）明石市サポート利用券（以下「利用券」という。）の配達業務の委託先について

市議会から、委託先については日本郵便だけではなく民間事業者を含めて選定する必要があるとの指摘を受けたことから、選定に当たって日本郵便及び民間事業者3社の比較を行った。その結果、民間事業者3社のうち、2社は金券の配達又は個人宛ての配達が不可であったこと、ほかの1社は委託料が日本郵便の約1.5倍、配達期間が約3倍であったことから、日本郵便への委託が妥当との結論に至った。

### （2）利用券の配達先について

市議会から、利用券を個人ごとではなく、世帯ごとにまとめて配達することにより委託料を削減できるのではないかと指摘を受けたことから、検討を行った。その結果、利用券を世帯ごとに配達する場合は、個人ごとに配達する場合と比べて、封入作業に約5倍の作業時間を要すること、DV等の事情を抱える家庭への対応が困難になること等の理由により、個人ごとに配達することとした。

### （3）利用券の配達手法について

市議会から、利用券の配達を日本郵便に委託する場合、ゆうパック、簡易書留又は特定記録郵便のうち、どの手法を利用するのか十分に検討すべきとの指摘を受けたことから、改めて検討を行った。その結果、特定記録郵便を利用した場合は、ナンバリング等の盗難防止策を施してもなお盗難の恐れがあること、簡易書留を利用した場合は、配達員が限定され、スピードと効率性に欠けることから、ゆうパックを利用することとした。

## 1 要 旨

令和 2 年度明石市一般会計歳入歳出決算の不認定を踏まえて必要と認める措置を講じたので、地方自治法第 233 条第 7 項の規定により報告するもの。

## 2 内 容

### (1) 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した水道事業会計への繰出について

市議会から、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（以下「臨時交付金」という。）に係る本市の令和 2 年度実施計画に、新型コロナウイルス感染症対策として実施した水道基本料金の無料化による本市水道事業会計の実質的な減収額を補てんする「水道事業会計繰出・補助」を掲載していたが、令和 2 年度において繰出が行われていないとの指摘を受けた。

臨時交付金の有効活用のため、実施計画は交付対象経費が交付限度額より大きくなるよう作成する等の工夫を推奨する国からの通知を踏まえ、本市の実施計画には、交付対象経費が交付限度額を上回るように対象事業を掲載している。臨時交付金の適用事業の選定にあたっては、市民や事業者を直接支援する交付対象事業を優先すべきと考えられたこと、補てんを行わなくても水道事業会計の経営に直ちに支障を生じることはないこと、近隣市町の状況等を勘案し、令和 2 年度において繰出は行わないこととした。

今後の繰出の実施に関しては、令和 3 年度以降の臨時交付金の状況、水道事業の経営状況、近隣市町の状況等を引き続き総合的に検討し対応する。

### (2) ふるさと納税寄附金の活用について

市議会から、ふるさと納税寄附金を寄附者が選択した応援プランに

従って活用しているか疑義があるとの指摘を受けた。

ふるさと納税寄附金は、各応援プランに係る施策分野の代表的な事業を選定して充当しているが、今後はより寄附者の意向に沿った活用となるよう、より丁寧な応援プランの説明や活用事業の選定を行っていく。

(3) 新型コロナウイルス感染症あかし支え合い基金の事務処理について

市議会から、新型コロナウイルス感染症対策に関する寄附金を直接令和2年度の事業に充当していることが新型コロナウイルス感染症あかし支え合い基金条例の趣旨に反するとの指摘を受けた。

しかし、同条例第2条の規定は、基金に積み立てることができる寄附金額を規定したものであり、寄附金の全額を積み立てることまでを義務付けるものではないと考えている。

これは、地方公共団体の財政運営上、当該年度の収入を当該年度の支出に充当する場合は、一度基金に積み立てをし、同額を取り崩すような予算措置を通常は行っておらず、また、基金への積立は、当該年度の収入の一部を後年度の事業の財源として確保したい場合に行うことが通例であるからである。

一方、寄附金を直接令和2年度の事業に充当する事務処理を行うこと並びに寄附金の具体的な用途を事前に寄附者及び市議会に説明していなかったことについては不十分な対応であったと考えている。

このため、令和3年度以降は新型コロナウイルス感染症対策に関する寄附金全額を一旦あかし支え合い基金に積み立て、活用する際に取り崩すこととした。

令和3年第2回定例会12月議会提出議案概要書（2）

議 案 目 録

議案第107号 明石市旧優生保護法被害者等の尊厳回復及び支援に関する条例制定のこと

## 1 要 旨

旧優生保護法により、強制的に不妊手術及び人工妊娠中絶をされた被害者並びにその配偶者（以下「被害者等」という。）に寄り添い、必要な施策を推進するとともに、差別を許さないまちづくりを一層推進するため、新たに条例を制定しようとするもの。

## 2 内 容

### (1) 被害者等の支援に係る基本理念について規定

被害者等の支援は、旧優生保護法の規定及びこれに基づく優生手術等の措置が、被害者等に対し、生涯にわたり被害を与える著しい人権侵害であったという基本的認識のもと実施しなければならない。

### (2) 被害者等の支援に係る市の責務及び市民等の役割について規定

### (3) 市が実施する支援について規定

ア 被害者等への情報提供及び相談窓口の設置

イ 旧優生保護法に基づく優生手術等に関する調査その他の措置

ウ すべての市民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現することの重要性等についての理解を深めるための施策

エ 被害者等への支援金（300万円）の支給

### (4) (3)エに掲げる支援金の支給要件等を審査するための旧優生保護法被害認定審査会の設置について規定

## 3 施行期日

公布の日